

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十一月二十五日

指令川建セ第二七〇〇六八〇号

二 検査済証番号

平成二十八年六月十四日

川建セ第二八〇〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字清水三百三番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県富士見市東みずほ台一丁目四番地五号グランシヤリオ八〇二

市川 瑞樹